

政令第二百二十五号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第十六条第三項（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「三万六千円」を「三万六千三百円」に改め、同項第二号中「三万四千円」を「三万四千三百円」に改め、同項第三号中「三万六千円」を「三万六千三百円」に改め、同項第四号中「三万四千円」を「三万四千三百円」に改め、同条第二項中「三万六千円」を「三万六千三百円」に改める。

第七条第一項第一号中「二百七十三万六千円」を「二百七十五万六千四百円」に改め、同項第二号中「二百八十八万八千八百円」を「二百二十万五千六百円」に改める。

第九条第一項第一号中「八十五万五千六百円」を「八十六万六千六百円」に改め、同項第二号中「六十八万四千円」を「六十九万六千円」に改める。

第十条第五項中「二百三十九万二千八百円」を「二百四十一万八千八百円」に改める。

第十一条第二項第一号中「七百七十八千四百円」を「七百二十三万二千四百円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成二十八年三月以前の月分の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当、障害年金、障害児養育年金及び遺族年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による遺族一時金の額については、

なお従前の例による。

理由

関連する諸費用の変動を勘案し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当、障害年金及び遺族年金等の額の改定を行う必要があるからである。